



国際電話番号による詐欺にご注意!

～電話に出ない!折り返さない!個人情報是不答えない!～

国の省庁や警察、実在する事業者を名乗る不審な国際電話が増えています。心当たりのない国際電話は詐欺である可能性があります。知らない電話番号からの着信に出ないことが一番の防犯対策です。

◆「1」を押させる自動音声電話

固定電話に国の省庁を名乗る電話があり、「2 時間後に電話が止まります。詳しくは「1」を押してください」と自動音声ガイダンスが流れた。「1」を押したらオペレータが出て、聞かれるままに個人情報を伝えてしまった。着信履歴を見ると、「4」から始まる電話番号であった。

◆ 警察を名乗る電話

スマートフォンに「+1」で始まり末尾「0110」の番号から電話がかかってきた。出ると警察を名乗り、「あなたの銀行口座が犯罪に使われ、逮捕状が出ている」と言われた。私の氏名と住所を言っていたが、怪しいので電話を切った。被害に遭わなかったが、私の個人情報が知られているので悪用が心配である。

被害にあわないために

➤ 国際電話を利用しない方は、利用休止申請等をお願いします。

【固定電話】国際電話の発信・着信は無償で休止することができます。

※国際電話不取扱受付センター ☎0120-210-364

オペレータ案内: 平日 9 時～17 時、自動音声案内: 平日、土日祝 24 時間、ウェブサイトからの手続きも可能です。

【携帯電話】通信事業者や、通話プランによっては国際電話の発着信を停止する設定ができます。

➤ 知らない番号からの電話は出ない、折り返さないようにしましょう。

電話番号先頭の「+」以降の数字は、「国コード(国番号)」と呼ばれるものです。「+81」は日本の国コードですが、その他の番号は国際電話です。詐欺電話の可能性があり、怪しい電話には出ない、また、折り返しの電話をしないようにしましょう。

➤ 個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。

万が一電話に出てしまっても、個人情報は絶対に伝えないでください。自動音声ガイダンスが流れた場合は、最後まで聞かずに電話を切りましょう。

➤ おかしいと思ったら、「消費生活センター」、「警察」、「でんわんセンター」にご相談ください。

※警察相談専用電話 ☎#9110 最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

※迷惑電話対策相談センター「でんわんセンター」※ ☎03-6142-1111 (平日 10 時～17 時)

※総務省が実施している迷惑電話対策に関する相談受付窓口です。

固定電話の被害防止対策

- 在宅中も留守番電話に設定
知らない相手からの電話は出ない
- 発信番号表示機能の活用
電話に出る前に相手を確認
- 防犯機能付き電話の導入
着信音が鳴る前に警告し、録音

益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 在住の方の相談窓口

芳賀地区消費生活センター ☎0285-81-3881

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～12時／午後1時～4時 (祝日・年末年始を除く)

所在地 益子町益子2030 益子町役場敷地内庁舎東側

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

最寄りの消費生活相談窓口を案内する全国共通3桁の電話番号です。

土日祝日は国民生活センターにつながります。午前10時～午後4時(年末年始を除く)

「SNS」※がトラブルの入り口に！～SNS 広告や勧誘に注意しましょう～

※SNS の代表例：LINE（ライン）・Facebook（フェイスブック）・X（エックス）・Instagram（インスタグラム）・YouTube（ユーチューブ）・TikTok（ティックトック）等

★SNS は情報発信や情報収集など、コミュニケーションツールとして毎日の生活に欠かせなくなってきました。一方で、SNS をきっかけとしたネット通販トラブルが、年代や世代を問わず急増しています。



SNSから投資名目で金銭をだまし取る詐欺 「SNS 型投資詐欺」

〈事例〉SNS で友達申請してきた人から、「一緒にお金を稼がないか」「みんな投資で大儲けしている」と投資グループに誘われた。登録して試しに 5 万円を投資すると、すぐに利益が出て、利益分を引き出すことができた。信用して徐々に投資額を増やし、計 700 万円を毎回異なる個人名義口座に振り込んだ。すると倍以上の利益が出たので出金しようとしたが、「出金には税金として 180 万円が必要」と言われた。振り込みしたが出金されず、相手と連絡が取れなくなった。

被害にあわないために

- **SNS 上で投資や儲け話の勧誘を受けた場合は詐欺を疑いましょう。**
新 NISA の導入などで投資に関心を持つ人が増えています。SNS 上の「確実に儲かる」「損はしない」などの投稿やメッセージを受け入れてしまいがちですが、投資で確実に大きく儲ける方法はありません。たとえ信頼している人や立派な肩書の人であっても、投資に関する話は徹底的に疑ってかかりましょう。
- **振込先が個人口座の場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。**
通常の株や FX 取引で、個人名義の口座に振り込ませることはありません。また、振込先口座が振込みのたびに変わることもありません。
- **いったん振込みすると、被害を回復することは、非常に困難です。**
銀行振込で支払ったお金を取り戻すことは困難です。できるだけ早く振込先銀行に事情を伝え、相談しましょう。併せて、警察に被害を届けましょう。



副業で稼ぐはずが高額支払いする羽目に 「簡単に稼げるとうたう副業トラブル」

〈事例〉SNS で「動画を見るだけで報酬を得られる」という広告を見て、メッセージアプリ経由で申込み、登録した。指示通り簡単なタスク※をこなし、始めは報酬を得ていたが、そのうち「もっと稼げるタスクがある」と誘われ、チームで作業をすることになった。しかし、私のミスでチーム全体に損害が出たと処理費用を請求され、その後も「またミスをした」「報酬を引き出すための手数料」など、さまざまな名目で 100 万円以上を指定された個人名義の口座に振り込んだ。

※「タスク」とは、「動画を見るだけ」「スタンプを送るだけ」「いいねをするだけ」「話を聞くだけ」等、スキマ時間に簡単にできる仕事（作業）をいいます。

被害にあわないために

- **「うまい話」はありません。簡単に稼げるという勧誘をうのみにしないようにしましょう。**
SNS 広告で、簡単なタスクであることを強調して、副業へと誘われます。最初に少額の報酬を得られることで信用させ、そのうち様々な理由をつけて、お金を要求されます。詐欺の可能性が高く、稼ぐつもりが、逆に大金を支払うことになります。
- **個人情報や安易に相手に教えないようにしましょう。**
副業を申し込む際に、住所や氏名、銀行口座、免許証などの個人情報を求められることがあります。悪用される危険性があるので、安易に個人情報は教えないようにしましょう。
- **副業で稼ぐはずが、お金の振り込みを要求されたら、詐欺を疑いましょう。**
いったん振り込んでしまうと被害回復は困難です。言われたとおりにお金を振り込んではいけません。



SNS の偽広告で商品が届かない、偽物が届く 「悪質通販サイトのトラブル」

〈事例1〉商品未着の返金詐欺

SNS 広告の入手困難なスニーカーを銀行振り込みで注文したが商品が、届かない。その後サイトから「商品が欠品したので、〇〇ペイで返金する」と連絡があり、メッセージアプリでやり取りした。言われた通りに操作をしたら、返金されるはずが相手に 10 万円を送ってしまった。

〈事例2〉偽物・粗悪品が届く代引き詐欺

画像専用 SNS でブランド品のバックが安く販売されていたので注文した。サイトには百貨店のロゴも付いていたので安心してた。しかし代引きで届いた商品は偽物であった。宅配業者からは、開封後のため受取拒否はできないと言われた。

被害にあわないために

- **通販サイトの表記が日本語でも、多くの場合は海外の詐欺的な通販サイトで、被害回復は困難です。**
SNS 広告から誘導され、商品が届かない、模倣品や粗悪品が届けられる詐欺サイトの被害が増えています。多くは日本語の海外通販サイトで、トラブルに遭った場合に解決が難しくなります。
- **購入前に通販サイト内の表示に不審な点がないか確認しましょう。**
このようなサイトの特徴として、「日本語の表記が不自然」「入手困難な希少品の販売」「ブランド品の大幅値引き」「前払いで振込先口座が個人名義」「支払い方法が代引き配達に限定」「事業者の名称、所在地、電話番号の記載がない」「キャンセル、返品、返金の記載がない」などの場合は、購入は控えましょう。
- **商品代金を前払いさせ、商品欠品のため「〇〇ペイ」で返金するという手口に注意しましょう。**
代金を銀行振込や電子マネーで前払いしたのに、商品が送られて来ないだけでなく、返金すると「〇〇ペイ」で送金させ、更に金銭を騙し取る手口が発生しています。決して相手の指示に従わないでください。
- **一度支払った代金を取り戻すことは困難です。**
代引き配達で、代金を支払い商品を受け取ると、「偽物」と分かった場合でも、宅配業者から返金を受けられません。宅配業者に代金を支払う前に、送り状に記載の「依頼人」を確認し、注文した業者と違う場合は受取拒否をしましょう。

トラブル防止のポイント

- **SNS 上の広告をうのみにせず、しっかり内容を確認しましょう。**
SNS の広告は、テレビやラジオ、新聞などよりも審査がゆるく、詐欺的な広告が入り込みやすいため、広告の内容をうのみにするのは危険です。「大幅な値引き」や「低価格」、「商品の効果を過剰にうたう広告」や「儲かる」などの投稿に注意しましょう。ネット通販にクーリング・オフはないため、事前に内容をしっかり確認し、未然防止することが重要です。
- **SNS で知り合った人が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。**
SNS で知り合った人とやり取りを繰り返すと、相手を簡単に信頼してしまいがちですが、そもそも顔も住所も電話番号もわからない相手だということを忘れてはいけません。SNS はブロックすれば簡単に関係を断つことができます。
- **慌てず、注文前に一呼吸置きましょう。**
SNS 広告等の、目立つ表示や強い言葉に引き寄せられたとき、「なぜ気になったか」「本当に必要か」を一度考えるだけで、判断が変わることがあります。注文ボタンを押す、電話をかけるなどする前に、まず一呼吸置いて、本当に踏み出してよいか自問自答しましょう。
- **お金の話は一人で抱え込まず、必ず誰かに相談しましょう。**
お金の話は一人で判断せず、必ず誰かに相談しましょう。第三者の冷静なアドバイスがあれば被害を防ぐことができます。

消費者の強い味方 クーリング・オフ制度を活用しましょう！

クーリング・オフは、契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

クーリング・オフすると

- ◎ 通知した時点で契約は解除され、支払った代金は全額返金されます。
- ◎ 商品を受け取っていたら、事業者負担で商品を引き取ってもらえます。
- ◎ 工事が完了していても、期間内であればクーリング・オフができます。
- ◎ 使用済みのものであっても、そのまま返品できます。(政令指定の消耗品を除く)

クーリング・オフ



クーリング・オフができる取引と期間

8日間	訪問販売 (店舗以外の訪問販売による商品やサービスの契約)
	電話勧誘販売 (電話勧誘による商品やサービスの契約)
	特定継続的役務提供 (エステティックサービス、美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)
	訪問購入 (業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)
20日間	連鎖販売取引 (マルチ商法)
	業務提供誘引販売 (内職商法、モニター商法等)

※通信販売(ネット通販、テレビ通販等)はクーリング・オフができません。返品特約(返品ルール)を確認しましょう。

クーリング・オフの手続き方法

契約書面を受け取った日

この日の消印まで有効	日	月	火	水	木	金	土
		①	2	3	4	5	6
	7	⑧	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

- ★クーリング・オフは書面(ハガキ、FAX)または電磁的記録(メール、事業者のウェブサイト専用フォーム、SMS)で行います。
- ★クーリング・オフができる期間内に通知します。例えば訪問販売の場合、契約書を受領した日を1日目と数え、8日間です。期間内に発信すればよく、期間内に事業者が届く必要はありません。
- ★クレジット契約している場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

◆クーリング・オフを「ハガキ」で行う場合

☐ 郵便はがき □□□-□□□□	通 知 書 次の契約は解除します。 契約日 令和〇年〇月〇日 商品名 ○○○○ 金額 ○○○○円 販売会社名 ○○○株式会社 担当者 ○○○○ 支払い済みの代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。 令和〇年〇月〇日 栃木県芳賀郡○○町○○番地 氏名○○○○
簡易書留 特定記録郵便または 代表者様	販売会社の住所 ○○○株式会社

事業者の代表者宛てに通知します。送付前に、ハガキの両面のコピーを取り、郵便局の窓口で「特定記録郵便」や「簡易書留」など、発信記録の残る方法で送付します。コピーや送付の記録は、証拠として保存しましょう。

◆クーリング・オフを「電磁的記録」で行う場合

宛先: ×××@×××.co.jp 件名: クーリング・オフ通知 ----- ○○○株式会社 御中 次の契約は解除します。 契約日 令和〇年〇月〇日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売会社名 ○○○株式会社 担当者 ○○○○ 支払い済みの代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。 令和〇年〇月〇日 栃木県芳賀郡○○町○○番地 氏名○○○○
--

契約書に通知先や通知方法が記載されていれば、それに従います。送信エラーに注意し、通知後は、送った電子メールやウェブサイトの専用フォーム等のスクリーンショットを保存しましょう。

- ◎クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約の解除や取り消しができる場合があります。あきらめずに消費生活センターにご相談ください。